

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県港湾管理条例 昭和28年10月20日 条例第47号</p>	<p>愛媛県港湾管理条例 昭和28年10月20日 条例第47号</p>
<p>(この条例の目的) 第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定により県が管理する港湾について、その管理及び利用の方法並びに施設の使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全並びに保安及び機能の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的) 第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定により県が管理する港湾について、その管理及び利用の方法並びに施設の使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全_____及び機能の確保を図ることを目的とする。</p>
<p>(行為の禁止)</p>	<p>(行為の禁止)</p>
<p>第4条 何人も、港湾施設において、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。</p>	<p>第4条 何人も、港湾施設において、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。</p>
<p>(1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。 (2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。 (3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下する行為をすること。</p>	<p>(1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。 (2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。 (3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下する行為をすること。</p>
<p>2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指定し若しくは変更を命ずることができる。</p>	<p>2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指定し若しくは変更を命ずることができる。</p>
<p>(制限区域)</p>	
<p>第4条の2 何人も、制限区域（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条（同法第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県が管理する国際水域施設（同法第2条第4項に規定する国際水域</p>	

新	旧
<p>施設をいう。)において立入りを制限する必要があると認めて知事が設定した区域をいう。以下同じ。)内に、正当な理由なく立ち入つてはならない。</p> <p>2 知事は、制限区域を設定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</p> <p>3 制限区域の設定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。</p> <p>4 前2項の規定は、制限区域の解除及び変更について準用する。</p> <p>(入出港の届出)</p> <p>第4条の3 船舶(総トン数20トン未満の日本船舶その他の規則で定める船舶を除く。)が、県が管理する港湾に入港したとき、又は当該港湾から出港しようとするときは、当該船舶の船長は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>(市町村が処理する事務)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町村が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(3)の2 第4条の3の規定に基づく入出港の届出の受理に関する事務</p> <p>(4)～(8) 省略</p>	<p>(市町村が処理する事務)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町村が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)～(8) 省略</p>